

○探偵業に関する事務取扱規程（平成23年 3 月30日本部訓令第 7 号）

〔沿革〕 平成24年10月本部訓令第16号、28年 3 月第11号、令和元年 6 月第17号、 3 年 1 月第 1 号改正

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。）及び奈良県公安委員会事務専決規程（昭和42年 4 月奈良県公安委員会規程第 1 号）の規定に基づく探偵業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（届出書等の受理）

第 2 条 警察署長（以下「署長」という。）は、次表の左欄に掲げる届出書又は申請書（以下「届出書等」という。）の提出を受けたときは、記載事項に不備がないこと及び所定の書類が添付されていることを確認し、不備、矛盾等があるときは補足又は訂正を求めた後に受理するものとする。この場合において、奈良県警察手数料条例（平成12年 3 月奈良県条例第45号）で定めるところにより手数料を徴収すべきものについては、その納付を確認しなければならない。

届出書等	受理番号簿
探偵業開始届出書(府令別記様式第1号)	探偵業開始届出受理番号簿(別記様式第1号)
探偵業廃止届出書(府令別記様式第2号)	探偵業廃止届出受理番号簿(別記様式第2号)
探偵業変更届出書(府令別記様式第3号)	探偵業変更届出受理番号簿(別記様式第3号)
探偵業届出証明書再交付申請書(府令別記様式第5号)	探偵業届出証明書再交付申請受理番号簿(別記様式第4号)

- 署長は、届出書等を受理したときは、速やかに生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に連絡して受理番号の通知を受け、当該届出書等の所定欄に記載しなければならない。
- 生活安全企画課長は、署長から届出書等を受理した旨の連絡を受けたときは、第 1 項の表の左欄に掲げる届出書等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる受理番号簿に受理年月日、受理番号その他の必要な事項を記載するとともに、当該受理番号を当該署長に通知しなければならない。
- 生活安全企画課長は、前項に定めるもののほか、同項の署長が探偵業届出証明書（府令別記様式第 4 号。以下「届出証明書」という。）を作成するときは、探偵業届出証明書交付台帳（別記様式第 5 号。以下「交付台帳」という。）に、交付年月日、交

付番号その他の必要な事項を記載するとともに、当該交付番号を当該署長に通知しなければならない。

（届出証明書の交付等）

第3条 署長は、法第4条第1項の規定による探偵業開始届出書を受理したときは、速やかに届出証明書を作成し、これを届出者に交付しなければならない。

2 署長は、前項の規定により届出証明書を交付するときは、届出者から受領書（別記様式第6号）を徴しておかなければならない。

（欠格事由の調査）

第4条 署長は、前条第1項の規定により届出証明書を交付したときは、速やかに、探偵業者台帳（別記様式第7号。以下「業者台帳」という。）を作成するとともに、次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。

- （1） 探偵業開始届出書及び府令第2条第3項第1号又は第2号に規定する添付書類（以下この条において「添付書類」という。）に虚偽の記載がないか。
- （2） 法第3条各号に掲げる欠格事由のいずれかに該当しないか。
- （3） 法第5条の名義貸しの禁止規定に違反しないか。

2 前項の規定による調査は、添付書類の確認、官公署への照会その他の必要な方法により行うものとする。この場合において、次の各号に定めるものについては、それぞれ当該各号に定める様式を使用するものとする。

- （1） 本籍地を管轄する市区町村長に対する日本人の照会 許認可等審査事務に係る照会書の取扱いに関する訓令（平成24年10月奈良県警察本部訓令第15号。以下この項において「照会書訓令」という。） 別記様式第1号
- （2） 奈良地方検察庁に対する外国人の照会 照会書訓令別記様式第3号
- （3） 本店所在地を管轄する地方検察庁に対する法人の照会 照会書訓令別記様式第5号

3 署長は、第1項の規定による調査を終了したときは、探偵業届出等受理報告書（別記様式第11号。以下「受理報告書」という。）に次の各号に掲げる書類の写しを添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

- （1） 業者台帳
- （2） 探偵業開始届出書
- （3） 添付書類
- （4） 前条第1項の規定により交付した届出証明書
- （5） 第1項の規定による調査の結果を記載した書面

（探偵業廃止届出書の受理等）

第5条 署長は、法第4条第2項の規定による探偵業廃止届出書を受理したときは、業

者台帳を整理するとともに、受理報告書に次の各号に掲げる書類の写しを添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

- (1) 業者台帳
- (2) 探偵業廃止届出書
- (3) 府令第3条第3項第1号に規定する添付書類

2 生活安全企画課長は、前項の規定により受理報告書の送付を受けたときは、交付台帳の所定欄に返納年月日を記載しなければならない。

(探偵業変更届出書の受理等)

第6条 第3条及び第4条の規定は、法第4条第2項の規定による探偵業変更届出書を受理した場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「法第4条第1項」とあるのは「法第4条第2項」と、第3条第1項並びに第4条第1項及び第3項中「探偵業開始届出書」とあるのは「探偵業変更届出書」と、第4条第1項及び第3項中「前条第1項」とあるのは「第6条において準用する前条第1項」と、第4条第1項中「作成」とあるのは「整理」と、「府令第2条第3項第1号又は第2号」とあるのは「府令第3条第3項第2号」と読み替えるものとする。

(届出証明書の再交付)

第7条 署長は、府令第4条第2項の規定による探偵業届出証明書再交付申請書を受理した場合において、再交付の必要があると認めるときは、速やかに届出証明書を作成し、これを申請者に交付しなければならない。

2 署長は、前項の規定により届出証明書を交付するときは、申請者から受領書を徴しておかなければならない。

3 署長は、第1項の規定により届出証明書を交付したときは、業者台帳を整理するとともに、受理報告書に次の各号に掲げる書類の写しを添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

- (1) 業者台帳
- (2) 探偵業届出証明書再交付申請書
- (3) 第1項の規定により交付した届出証明書

4 署長は、届出証明書の交付を受けている者から当該届出証明書を汚損し、又は毀損した旨の申出を受けた場合において、法第12条第2項の規定による営業所での掲示に支障があると認めるときは、前3項の規定を準用し当該届出証明書の再交付を行うことができるものとする。

5 前項において準用する第1項の規定により届出証明書を交付するときは、汚損し、又は毀損した届出証明書の返納を受けなければならない。

(報告又は資料の提出要求)

第8条 署長は、法第13条第1項の規定による報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）を求める必要があると認めるときは、報告・資料の提出要求上申書（別記様式第12号）により公安委員会（生活安全企画課長専決）に上申しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による上申に相当の理由があると認めるときは、速やかに報告・資料の提出要求書（別記様式第13号）を作成し、これを同項の署長に送付しなければならない。

3 署長は、報告・資料の提出要求書の送付を受けたときは、これを速やかに報告等を求める探偵業者に交付しなければならない。

4 署長は、前項の規定により報告・資料の提出要求書を交付するときは、報告等を求める探偵業者から受領書を徴しておかなければならない。

(立入検査)

第9条 生活安全企画課長又は署長（以下「生活安全企画課長等」という。）は、年1回以上、所属の職員（以下「職員」という。）に法第13条第1項の規定による立入検査（以下「立入検査」という。）を行わせるものとする。

2 生活安全企画課長等は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、職員に立入検査を行わせるものとする。

- (1) 探偵業開始届出書を受理したとき。
- (2) 探偵業務に関する苦情又は法令違反の疑いがあるとき。
- (3) 探偵業者が報告等の求めに応じないとき。
- (4) 第11条に定める行政処分を行った場合で、その履行を確認する必要があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、立入検査の必要があると認めるとき。

3 職員は、立入検査を実施したときは、探偵業者立入検査票（別記様式第14号）を作成し、生活安全企画課長等の決裁を受けなければならない。

(証明書の様式等)

第10条 法第13条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記様式第15号）とする。

2 身分証明書の貸与及び返納の手続は生活安全企画課長が行い、身分証明書貸与台帳（別記様式第16号）に必要な事項を記載しておかなければならない。

(行政処分の上申等)

第11条 署長は、法第14条の規定による指示又は法第15条第1項の規定による営業の停止若しくは同条第2項の規定による営業の廃止に係る命令（以下「行政処分」という。）を行う必要があると認めるときは、行政処分上申書（別記様式第17号）に違反事実等を証明する資料（以下「証明資料」という。）を添えて、生活安全企画課長を經由

して公安委員会（法第14条の規定による指示にあっては生活安全部長専決）に上申しなければならない。

- 2 署長は、行政処分を行う必要がある営業所が県内の他の警察署の管轄区域内にあるときは、行政処分事由該当事案通知書（別記様式第18号。以下「事案通知書」という。）証明資料を添えて、当該営業所の所在地を管轄する署長に通知するとともに、当該事案通知書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。
- 3 署長は、行政処分を行う必要がある営業所が他の都道府県警察の管轄区域内にあるときは、事案通知書に証明資料を添えて、生活安全企画課長を経由して当該営業所を管轄する都道府県警察に通知しなければならない。

（行政処分の通知）

第12条 生活安全企画課長は、行政処分の決定があったときは、指示書（別記様式第19号）、営業停止命令書（別記様式第20号）又は営業廃止命令書（別記様式第21号）（以下「処分書」という。）に関係書類を添えて、当該処分を行う営業所の所在地を管轄する署長に送付しなければならない。

- 2 署長は、処分書の送付を受けたときは、速やかに、業者台帳を整理するとともに、当該処分書を被処分者に交付しなければならない。
- 3 署長は、前項の規定により処分書を交付するときは、被処分者から受領書を徴しておかなければならない。
- 4 生活安全企画課長及び署長は、行政処分の経過及び結果を行政処分処理簿（別記様式第22号）に記載しなければならない。

（報告等）

第13条 職員は、立入検査その他の警察活動において、探偵業務に関し、探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者に係る法令違反、苦情等を認めたときは、違反者その他の関係者の供述を申述書（別記様式第23号）に録取する等証明資料を収集し、探偵業法令違反等現認・認知報告書（別記様式第24号）により生活安全企画課長等に報告しなければならない。

- 2 署長は、前項の規定による報告を受けたときは、探偵業法令違反等発見報告書（別記様式第25号）に証明資料を添えて、生活安全企画課長に報告するとともに、行政指導、行政処分の上申その他の必要な措置をとらなければならない。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月30日本部訓令第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日本部訓令第11号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日本部訓令第17号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (令和3年1月22日本部訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年1月22日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別記様式省略)